

長浜市地域農業経営基盤強化促進計画の変更案公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、同条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を公告し、次のとおり縦覧に供する。

利害関係人は、同法第19条第7項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について、市に対して意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地区
別紙のとおり

- 2 縦覧期間
自 令和7年12月5日
至 令和7年12月18日

- 3 縦覧場所
長浜市産業観光部農業振興課
長浜市八幡東町632番地

- 4 意見書の提出先
長浜市産業観光部農業振興課
長浜市八幡東町632番地

対象地区一覧

番号	地域計画の地区		地区内農業集落名
1	浅井地区	山ノ前	山ノ前町
2	びわ地区	びわ北部地域東部地区	小觀音寺町・稻葉町・弓削町・十九町・上八木町
3	高月地区	東阿閉	高月町東阿閉
4	木之本地区	木之本	木之本町木之本
5	西浅井地区	大浦	西浅井町大浦